第13号様式（第13条関係）

三鷹市告示第549号

地方税法第20条の２及び三鷹市市税条例第11条の規定により、下記書類が送達不能のため、次のとおり公示する。

なお、この書類は、地方税法第20条の２第２項の規定により市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年11月12日

三鷹市長　　河　村　　孝

記

１　送達を受けるべき者の氏名（名称）

別紙のとおり

２　送達する書類及び通数

令和８年７月10日付け８三市保第199号等により発付した国民健康保険税納税通知書32通

３　送達不能の理由

調査を行ったが、送付先が判明しないため。

４　注　意

地方税法第20条の２第３項の規定により公示をした日から起算して、７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。